証券コード　8609
平成25年６月11日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋一丁目17番６号
株式会社 岡三証券グループ
取締役社長　加　藤　哲　夫

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述いたしますご案内の方法により平成25年６月26日（水曜日）までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　平成25年６月27日（木曜日）午前10時

2．場　　所　東京都江東区平野三丁目２番12号
岡三木場ビル　４階　会議室

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

３．株主総会の目的である事項

報告事項　１．第75期(平成24年４月１日から平成25年３月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第75期(平成24年４月１日から平成25年３月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役２名選任の件

第３号議案　大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

４．議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年６月26日（水曜日）までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記54頁および55頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成25年６月26日（水曜日）までにご行使ください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

５．その他株主総会招集に関する事項

　株主様の代理人によるご出席の場合は、本総会で議決権を有する他の株主様１名を代理人とさせていただきます（株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。）。

以　上

【お知らせ】

　株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイト（http://www.okasan.jp）において、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事　業　報　告（平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は、欧州債務問題の再燃や日中関係の悪化、公共料金の値上げや平成26年４月に控えた消費税増税など、景気の先行きに関する不透明要因が残りました。しかしながら、政権交代後は、金融緩和や景気対策への期待感から円高修正や株価の回復が進み、輸出企業を中心に景況感の改善が見込まれるとともに、個人消費も回復の兆しが見えてきました。

為替市場では、日銀による大胆な金融緩和策の期待や、米国の景気改善への期待感、欧州経済に対する過度な悲観の後退等から年度後半には円高修正の動きが加速しました。ドル円相場においては、年度上期は78～80円中心の狭いレンジでの動きが続きましたが、３月には一時１ドル＝96円台に乗せ、年度末は１ドル＝94円台で取引を終えました。一方、ユーロ円相場においても、２月に一時１ユーロ＝127円台まで円安ユーロ高が進行しましたが、その後のキプロス支援問題やイタリア政情を巡る先行き不透明感を受けて、１ユーロ＝120円台で当年度の取引を終えました。

株式市場は、欧州債務問題への懸念などを受け、日経平均株価は４月上旬に１万円を割り込み、６月上旬には年初来安値となる8,295円63銭（終値）まで下落しました。その後は、国内企業の業績不振や円高等が重しとなり、概ね8,300～9,300円のレンジで推移しました。しかし、11月中旬の衆議院解散表明を契機とした新政権によるデフレ脱却政策への期待が高まると、日本株相場は本格的な上昇局面入りとなりました。３月には2008年のリーマン・ショック前の株価水準を回復し、当年度末の日経平均株価終値は12,397円91銭、年間上昇率は23％となりました。

債券市場は、日銀の金融緩和姿勢に支えられて、年度を通じて利回りの低下基調が続きました。10年国債利回りは年度初めこそ１％台に上昇したものの、年度上期には世界景気の減速懸念を背景に緩やかに低下しました。年度下期には、大胆な金融緩和政策への期待から、さらに10年国債利回りは低下基調を強めました。投資家の旺盛な債券需要もあり、10年国債利回りは0.56％まで低下して当年度の取引を終えました。

このような状況のもと、当社グループ中核企業の岡三証券株式会社では、投資信託や外国債券の取扱いラインアップを拡充し多様な顧客ニーズへの対応を推進しました。また、個人投資家向けの情報発信体制を拡充したほか、投資情報誌「岡三グローバルウィークリー」の創刊、韓国や台湾の大手証券会社との業務提携、クオンツ指数の開発など、投資環境の変化に対応すべく投資情報提供力の強化に取り組みました。

一方、インターネット取引専業の岡三オンライン証券株式会社では、利用拡大が見込まれるスマートフォン向け取引ツールの拡充などサービスレベルの向上に努めました。また、各種キャンペーンの実施や信用取引証拠金規制の緩和への積極的な対応による顧客層の拡大ならびに既存顧客の囲い込みを図りました。

また、岡三アセットマネジメント株式会社では、変化をとらえた機動的な商品提供と一層の運用力向上のための体制整備に努めるとともに、市況に応じた様々な情報発信、販売会社ごとのきめ細かい販売支援を推進し運用資産の拡大に努めた結果、当年度末における投資信託の純資産総額は過去最高水準の１兆3,317億円となりました。

以上の結果、当年度における当社グループの営業収益は786億63百万円（前年度比128.8%)、純営業収益は771億36百万円（同129.7%）となりました。販売費・一般管理費は590億19百万円（同104.8%）となり、経常利益は188億29百万円(同484.0%)、当期純利益は143億８百万円（同1,454.3%）となりました。

①　損益の概況

【受入手数料】

受入手数料の合計は494億55百万円（前年度比123.8%）となりました。主な内訳は次のとおりです。

委託手数料

当年度における東証の１日平均売買高（内国普通株式）は24億66百万株(前年度比116.7%)、売買代金は１兆4,998億円（同114.9%）となりました。こうしたなか、国内株式マーケットの活況を受け、株式委託手数料は146億26百万円（同166.2%）となりました。一方、債券委託手数料は20百万円(同115.6%)、その他の委託手数料は６億96百万円（同65.4%）となり、委託手数料の合計は153億43百万円（同155.3%）となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当年度は、新規公開株式、既公開株式売出しで大型案件の引受けを行ったことから、前年度比で引受件数および引受金額が大幅に増加し、株式の手数料は３億25百万円（前年度比590.7%）となりました。また、債券については、政府保証債や地方債、事業債で事務幹事や主幹事を務めたほか、財投機関債などを積極的に引受けたことから、債券の手数料は89百万円（同135.9%）となりました。以上の結果、株式・債券を合わせた引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は４億15百万円（同342.9%）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託がその大半を占めています。

当年度は、上期と下期で相場環境が大きく変化するなか、市況に対応した

商品戦略を推進しました。年度上期においては、新規に導入した市場変動に左右されにくい分散型ファンドや、既存の海外債券ファンドの販売に努めました。一方、年度下期においては、新規に導入したアジアのハイ・イールド債に投資するファンドや、既存ファンドからはJリートに投資するファンドやアセアン地域の単一国に投資する株式ファンドの販売に努めました。年度を通じ品揃えの充実と預り資産残高の積み上げに注力した結果、募集・売出しの取扱手数料は216億６百万円（前年度比119.3％）となりました。また、その他の受入手数料については、投資信託の代行手数料に加え、変額年金保険や事業保険などの保険商品の販売に注力した結果、120億90百万円（同102.2％）となりました。

【トレーディング損益】

当年度においては、堅調な株価推移のほか、円安の進行も追い風となり、米国株式の取扱高が大幅に拡大しました。また、国内株式の損益も改善しました。その結果、株券等トレーディング損益は122億64百万円（前年度比175.9％）となりました。一方、国内金利が低位で推移するなか、高金利の新興国通貨建て債券およびユーロ円建て仕組債の提案を継続した結果、債券等トレーディング損益は143億84百万円（同130.1％）となり、その他のトレーディング損益５億93百万円の損失（前年度は44百万円の利益）を含めたトレーディング損益の合計は260億54百万円（前年度比144.2％）となりました。

【金融収支】

金融収益は22億16百万円（前年度比111.5％)、金融費用は15億27百万円(同95.6％）となり、差引金融収支は６億88百万円（同176.8％）となりました。

【その他の営業収益】

金融商品取引業および同付随業務に係るもの以外の営業収益は、９億36百万円(前年度比88.6％）となりました。

【販売費・一般管理費】

人件費や取引関係費等の増加により、販売費・一般管理費は590億19百万円(前年度比104.8％）となりました。

【営業外損益および特別損益】

営業外収益は９億41百万円、営業外費用は２億28百万円となりました。また、特別利益は12億24百万円、特別損失は６億37百万円となりました。

② セグメント別の業績状況

セグメント別の業績は、次のとおりです。

証券ビジネス

証券ビジネスにおいては、年度後半における株式市況の回復や円高修正の動きを背景に、主に国内株式関連収益や投資信託関連収益が増加しました。また、米国株式を中心に外国株式取引が拡大し、トレーディング損益も増加しました。

これらの結果、当年度における証券ビジネスの営業収益は728億71百万円(前年度比131.7％)、セグメント利益は152億30百万円（同1,744.4％）となりました。

アセットマネジメントビジネス

アセットマネジメントビジネスにおいては、変化をとらえた機動的な商品提供と一層の運用力向上のための体制整備に努めるとともに、市況に応じた様々な情報発信、販売会社ごとのきめ細かい販売支援を推進し運用資産の拡大に努めた結果、当年度末における投資信託の純資産総額は過去最高水準の１兆3,317億円となりました。当年度におけるアセットマネジメントビジネスの営業収益は95億65百万円（前年度比101.3％)、セグメント利益は５億69百万円（同138.2％)となりました。

サポートビジネス

当年度におけるサポートビジネスの営業収益は101億46百万円（前年度比104.1％)、セグメント利益は12億42百万円（同117.0％）となりました。

（注）1.上記のセグメント別営業収益には、セグメント間の内部営業収益または振替高が含まれております。
2.セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(2) 設備投資等の状況

当年度中の主な設備投資につきましては、店舗の新設といたしまして、平成25年度中の竣工を予定する「岡三証券グループ津ビル」建築のための用地取得を行いました。また、システム投資につきましては、引き続き岡三情報システム株式会社において証券基幹システム「ＯＤＩＮ（オーディン：Okasan Database Information Node)」の開発を行った（平成24年９月に全面稼動）ほか、省力化、コスト削減のための投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当年度中の資金調達につきましては、当社では経常的な調達によっており、特記すべき事項はありません。

なお、岡三証券株式会社では、安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほコーポレート銀行をアレンジャーとしたコミットメントラインを総額210億円として更新いたしました。

(4) 対処すべき課題

世界経済のグローバル化や金融商品の高度化、多様化を背景に、投資アドバイスに対するニーズはますます高まってまいりました。一方で、インターネット専業証券の台頭やメガバンクによる証券業務の拡充等により、証券業界における競争は激しさを増しています。

このような状況下、当社といたしましては、グループ企業それぞれの事業の強みを活かし、多様化する個人の資産運用ニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の確立を重要な経営課題の一つと捉えております。そのために、証券会社の生命線である

商品力、情報提供力にさらに磨きをかけるとともに、高度なスキルを有する人材の確保・育成を通じた営業体制、サービス体制の強化に努めてまいります。そして、地域に根ざした営業を通じ、お客さまに最も頼りにされる資産運用のベスト・パートナーを目指してまいります。

当社グループは平成25年４月に創業90周年を迎えましたが、これをさらに創業100周年につながる将来への橋頭堡とすべく、今後とも投資家、株主の皆さまとのより良い関係を築き、堅実な経営のもと、社業の発展に努めてまいります。株主の皆さまには、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況

区分	第72期 (21.4.1～22.3.31)	第73期 (22.4.1～23.3.31)	第74期 (23.4.1～24.3.31)	第75期 (24.4.1～25.3.31)
営業収益	百万円 66,235	百万円 62,964	百万円 61,065	百万円 78,663
(うち受入手数料)	百万円 (43,846)	百万円 (40,370)	百万円 (39,947)	百万円 (49,455)
経常利益	百万円 8,248	百万円 4,468	百万円 3,890	百万円 18,829
当期純利益	百万円 2,785	百万円 640	百万円 983	百万円 14,308
１株当たり当期純利益	円 銭 13 63	円 銭 3 15	円 銭 4 93	円 銭 72 22
総資産	百万円 499,495	百万円 542,537	百万円 556,388	百万円 723,383
純資産	百万円 115,577	百万円 112,623	百万円 112,016	百万円 133,572

(注) １株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
岡三証券株式会社	百万円 5,000	% 100.00	金融商品取引業
岡三オンライン証券株式会社	8,000	95.38	金融商品取引業
丸福証券株式会社	852	28.54	金融商品取引業
三晃証券株式会社	300	21.19	金融商品取引業
三縁証券株式会社	150	31.87	金融商品取引業
岡三国際（亜洲）有限公司	百万香港ドル 80	100.00	金融商品取引業
岡三アセットマネジメント株式会社	百万円 1,000	21.19	投資運用業 投資助言・代理業
岡三情報システム株式会社	470	100.00	情報処理サービス業
岡三ビジネスサービス株式会社	100	30.00	事務代行業 人材派遣業
岡三興業株式会社	90	19.44	不動産業 保険代理店業

(7) 主要な事業内容（平成25年３月31日現在）

当社グループにおいては、持株会社である当社の下で、主として金融商品取引業を中核とする営業活動を営んでおり、「証券ビジネス」、「アセットマネジメントビジネス」および「サポートビジネス」をセグメント区分としております。証券ビジネスでは、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等の事業を営んでおります。また、アセットマネジメントビジネスでは投資運用ならびに投資助言・代理、サポートビジネスでは当社グループおよび外部顧客に対する情報処理サービス、事務代行、不動産管理、人材派遣等の事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所等（平成25年３月31日現在）

当社本店　　　東京都中央区日本橋一丁目17番６号

証券ビジネス拠点

岡三証券株式会社（東京都）
　全国本支店61店舗、
　ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所
岡三オンライン証券株式会社（東京都）
丸福証券株式会社（新潟県）
三晃証券株式会社（東京都）
三縁証券株式会社（愛知県）
岡三国際（亜洲）有限公司（香港）

アセットマネジメントビジネス拠点

岡三アセットマネジメント株式会社（東京都）

サポートビジネス拠点

岡三情報システム株式会社（東京都）
岡三ビジネスサービス株式会社（東京都）
岡三興業株式会社（東京都）

(9) 使用人の状況（平成25年３月31日現在）

従業員数	前年度末比増減
3,065人	33人増

(10) 主要な借入先（平成25年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	15,841
株式会社りそな銀行	13,745
三井住友信託銀行株式会社	10,030
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	4,000

(注) 借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であります。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　750,000,000株

(2) 発行済株式の総数　208,214,969株

(3) 当事業年度末の株主数　26,463名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本生命保険相互会社	9,800	4.90
三井住友信託銀行株式会社	9,726	4.86
農林中央金庫	9,700	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,526	3.76
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,822	2.91
大同生命保険株式会社	5,500	2.75
有限会社藤精	5,266	2.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,236	2.62
株式会社りそな銀行	4,937	2.47
株式会社みずほコーポレート銀行	4,925	2.46

(注) 当社は、自己株式8,287,477株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役に関する事項

氏　　名	地　　位	担　　当	重要な兼職の状況
加　藤　精　一	取締役会長 （代表取締役）		岡三証券株式会社 取締役名誉会長
加　藤　哲　夫	取締役社長 （代表取締役）		岡三証券株式会社 取締役
新　芝　宏　之	専務取締役 （代表取締役）	企画部門・ 人事企画部担当	岡三証券株式会社 取締役 岡三オンライン証券株式会社 取締役会長
野　中　計　彦	専務取締役 （代表取締役）	管理部門担当	岡三証券株式会社 専務取締役(代表取締役)
田　中　健　一	取　締　役		岡三証券株式会社 取締役社長(代表取締役)
金　井　政　則	取　締　役		岡三証券株式会社 専務取締役(代表取締役) 岡三国際(亜洲)有限公司 取締役
新　堂　弘　幸	取　締　役		岡三証券株式会社 専務取締役(代表取締役)
岩　木　徹　美	常勤監査役		
朔　　　浩　一	常勤監査役		
南　　　浩　典	常勤監査役		
平良木　登規男	監　査　役		
浅　野　幸　弘	監　査　役		
佐　賀　卓　雄	監　査　役		

（注）1.監査役　平良木登規男、浅野幸弘および佐賀卓雄の３氏は、社外監査役であります。
　　　2.監査役　平良木登規男、浅野幸弘および佐賀卓雄の３氏は、東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　分	人　数	報 酬 等 の 額
取締役	７名	350百万円
監査役 (うち社外監査役)	６名 (３名)	62百万円 (15百万円)
計	13名	412百万円

(注) 1.報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与110百万円および役員退職慰労引当金繰入れ42百万円（取締役38百万円、監査役４百万円（うち社外監査役１百万円））を含んでおります。
2.株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額７億20百万円であります。
（平成18年６月29日開催の第68期定時株主総会決議）
3.株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額72百万円であります。
（平成18年６月29日開催の第68期定時株主総会決議）

(3) 社外役員に関する事項

① 社外監査役の当事業年度における主な活動状況

氏　名	主 な 活 動 状 況
平良木　登規男	当年度開催の取締役会10回全てに、また、監査役会７回全てに出席し、法律分野における専門的見地から必要な発言を行っております。
浅　野　幸　弘	当年度開催の取締役会10回のうち９回に、また、監査役会７回のうち６回に出席し、証券および財務分野における専門的見地から必要な発言を行っております。
佐　賀　卓　雄	当年度開催の取締役会10回全てに、また、監査役会７回全てに出席し、証券経営に関わる研究者としての専門的見地から必要な発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役３名と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

4．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

東陽監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	97百万円

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2.当社は、公認会計士法第２条第１項の業務以外の非監査業務として国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）の助言について対価を支払っております。

（3）重要な子会社の会計監査人

当社の重要な子会社のうち、岡三国際（亜洲）有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、取締役会が、会計監査人による当社および子会社等に対する効率的かつ適正な監査が期待できないと認め、監査役会の同意を得た場合、または監査役会が、会計監査人の独立性および審査体制その他会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況に重大な欠陥があると判断し、取締役会に対して解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを請求した場合、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

（1）取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社およびグループ各社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および定款に違反または違反の疑義のある行為等を発見した場合には、内部監査担当取締役から取締役会に報告するとともに、その審議の結果に基づき、必要に応じて適切な対策を講じるよう勧告する。

内部監査担当部署は、当社およびグループ各社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役および監査役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役および監査役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、リスク管理体制を整備する。リスク管理担当取締役は、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その結果を取締役会に報告する。

内部監査担当部署は、グループ各社のリスク管理の状況を監査し、定期的に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画の方針の達成に向け、業務担当取締役は実施すべき効率的な方法を決定する。取締役会では、３ヵ月に１回以上、当社およびグループ各社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行う。

(5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じてグループ各社への指導、支援を実施する。

また、グループ会社管理規程を制定し、グループ各社における一定事項について取締役会または執行役員会議の承認または報告を求めるものとする。グループ全体会議、グループ経営戦略会議、グループ経営管理会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設置し、専属の使用人を１名以上配置し、監査業務の補助を行わせる。

監査役補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役と協議して行う。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社および当社グループ各社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
③ その他コンプライアンス上重要な事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

また、各取締役および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を最低年１回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、グループ監査役会を定期的に開催し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じてグループ各社における監査レベルの向上を図る。

6．会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、上場企業である以上、本来、当社株券等の大規模買付行為は自由であり、誰が当社を支配するかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきもので、当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。また、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた場合には、その大規模買付行為の内容、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、大規模買付行為以外の代替案の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えます。

そのためには、大規模買付行為に際して、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるという「大規模買付ルール」を設けるとともに、当該ルールが有効に機能するために必要な方策を整え、明らかに当社の企業価値および当社株主の皆さまの共同の利益を害するような濫用的買収に対して、会社として対抗策をとることができなければならないと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

当社は、上記基本方針実現のための取組みとして、次に掲げる内容の「大規模買付行為への対応方針」を導入し、平成22年６月29日開催の当社第72期定時株主総会において承認決議されております。

① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、以下の「大規模買付ルール」に従わなければならないこと。

(ｱ) 大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならないこと。

(ｲ) 必要な情報提供を受けた後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として、60日間または90日間が与えられること。

(ｳ) 大規模買付行為は、評価期間経過後にのみ開始されるべきこと。

② 大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。

③ 大規模買付ルールが遵守されても、大規模買付者による会社の支配が会社に回復しがたい損害をもたらすとき等には、当社は新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。

④ 対抗策の発動については、当社取締役会は原則として、社外有識者３名からなる独立委員会の勧告に原則として従うこと。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 当該取組みが基本方針に沿うものであること

(ｱ) 大規模買付ルールが遵守される限り、原則として対抗策はとらないこととなっており、誰が会社を支配するかは当社株主の皆さまにおいて決める仕組みとなっております。

(ｲ) 大規模買付者に十分な情報の提供を求めるとともに、情報の提供をしない大規模買付者には対抗策を発動することを警告することによって、情報提供のインセンティブを与えております。

(ｳ) 濫用的買収に対しては、会社は対抗策をとりうる制度設計となっております。

② 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと

対抗策をとりうるのは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないか、会社に回復しがたい損害をもたらすなどの濫用的買収の場合に限定されており、対抗策は基本的には情報提供のインセンティブを与えるものであります。

③ 当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

対抗策をとりうる場合が厳しく限定されており、しかも、当社取締役会は独立委員会の勧告に原則として従わなければならないため、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みとなっております。

(注)本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成25年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**662,021**
現金・預金	44,508
預託金	65,341
顧客分別金信託	62,660
その他の預託金	2,681
トレーディング商品	277,859
商品有価証券等	277,785
デリバティブ取引	73
約定見返勘定	20,237
信用取引資産	55,334
信用取引貸付金	49,854
信用取引借証券担保金	5,480
有価証券担保貸付金	185,256
借入有価証券担保金	185,256
立替金	28
短期差入保証金	4,203
短期貸付金	172
未収収益	2,926
有価証券	3,203
繰延税金資産	1,764
その他の流動資産	1,201
貸倒引当金	△ 14
固定資産	**61,361**
有形固定資産	16,497
建物	3,688
器具備品	1,071
土地	10,065
リース資産	1,046
建設仮勘定	626
無形固定資産	7,705
ソフトウェア	5,627
その他	2,077
投資その他の資産	37,159
投資有価証券	30,184
長期差入保証金	3,256
長期貸付金	528
繰延税金資産	1,900
その他	3,692
貸倒引当金	△ 2,403
資産合計	**723,383**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**561,330**
トレーディング商品	159,573
商品有価証券等	159,553
デリバティブ取引	19
信用取引負債	19,338
信用取引借入金	9,275
信用取引貸証券受入金	10,062
有価証券担保借入金	131,650
有価証券貸借取引受入金	126,650
現先取引借入金	4,999
預り金	29,987
受入保証金	33,348
有価証券等受入未了勘定	17
短期借入金	176,024
未払法人税等	4,232
賞与引当金	2,176
その他の流動負債	4,982
固定負債	**26,804**
長期借入金	11,575
リース債務	860
再評価に係る繰延税金負債	1,605
繰延税金負債	3,198
退職給付引当金	5,704
役員退職慰労引当金	1,323
その他の固定負債	2,537
特別法上の準備金	**1,676**
金融商品取引責任準備金	1,676
負債合計	**589,811**
（純資産の部）	
株主資本	**105,711**
資本金	18,589
資本剰余金	12,912
利益剰余金	77,845
自己株式	△ 3,636
その他の包括利益累計額	**6,452**
その他有価証券評価差額金	6,523
土地再評価差額金	371
為替換算調整勘定	△ 442
少数株主持分	**21,408**
純資産合計	**133,572**
負債・純資産合計	**723,383**

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
営業収益		**78,663**
受入手数料	49,455	
トレーディング損益	26,054	
金融収益	2,216	
その他の営業収益	936	
金融費用		**1,527**
純営業収益		**77,136**
販売費・一般管理費		**59,019**
取引関係費	10,967	
人件費	30,041	
不動産関係費	5,800	
事務費	5,147	
減価償却費	3,964	
租税公課	619	
その他	2,478	
営業利益		**18,116**
営業外収益		**941**
受取配当金	576	
その他	364	
営業外費用		**228**
支払利息	91	
持分法による投資損失	6	
その他	129	
経常利益		**18,829**
特別利益		**1,224**
持分変動利益	12	
固定資産売却益	75	
投資有価証券売却益	741	
負ののれん発生益	395	
特別損失		**637**
固定資産売却損	304	
投資有価証券売却損	34	
投資有価証券評価損	5	
ゴルフ会員権評価損	8	
金融商品取引責任準備金繰入れ	284	
税金等調整前当期純利益		**19,416**
法人税、住民税及び事業税		**5,405**
法人税等調整額		**△ 1,394**
少数株主損益調整前当期純利益		**15,406**
少数株主利益		**1,098**
当期純利益		**14,308**

連結株主資本等変動計算書

（平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,589	12,910	64,490	△ 3,581	92,409
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 975		△ 975
当期純利益			14,308		14,308
自己株式の取得				△ 14	△ 14
連結子会社に対する持分の変動による資本剰余金の増減		2			2
連結子会社に対する持分の変動による自己株式の増減				△ 40	△ 40
土地再評価差額金の取崩			21		21
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	2	13,354	△ 54	13,301
当期末残高	18,589	12,912	77,845	△ 3,636	105,711

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	563	327	△ 840	50	19,555	112,016
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 975
当期純利益						14,308
自己株式の取得						△ 14
連結子会社に対する持分の変動による資本剰余金の増減						2
連結子会社に対する持分の変動による自己株式の増減						△ 40
土地再評価差額金の取崩						21
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	5,959	44	397	6,401	1,852	8,254
連結会計年度中の変動額合計	5,959	44	397	6,401	1,852	21,556
当期末残高	6,523	371	△ 442	6,452	21,408	133,572

連　結　注　記　表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか、当企業集団の主たる事業である金融商品取引業を営む会社に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　10社

連結子会社名

岡三証券株式会社・岡三オンライン証券株式会社・丸福証券株式会社・三晃証券株式会社・三縁証券株式会社・岡三国際（亜洲）有限公司・岡三アセットマネジメント株式会社・岡三情報システム株式会社・岡三ビジネスサービス株式会社・岡三興業株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社（上海岡三華大計算機系統有限公司 他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 当期に持分法適用関連会社とした新和証券株式会社は、連結子会社である丸福証券株式会社と合併し、消滅しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも３月31日であります。

４．会計処理基準に関する事項

(1) トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品

①　商品有価証券等（売買目的有価証券）

時価法（売却原価は主として総平均法により算定）を採用しております。

②　デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①　時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）を採用しております。

②　時価のないもの

主として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）を採用しております。

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く) は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	３～50年
器具備品	３～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(4) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、個別の債権について回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金
当社及び連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、各社所定の計算方法による支給見積額の当連結会計年度負担額を計上しております。
③ 退職給付引当金
国内連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
④ 役員退職慰労引当金
当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、各社内規に基づく期末要支給額を計上しております。
⑤ 金融商品取引責任準備金
有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法の規定に基づき計上しております。
(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

当社及び一部の連結子会社は、原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ･･･ 金利スワップ

ヘッジ対象 ･･･ 借入金

ハ．ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップのため、有効性の評価を省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合には、一括償却しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

〔会計方針の変更〕

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預　　　金	3,760百万円
商品有価証券等	57,215百万円
有形固定資産	8,615百万円
投資有価証券	18,537百万円
合　計	88,128百万円

(注) 上記のほか、即時決済取引等の担保として商品有価証券等63,731百万円及び投資有価証券469百万円を差入れております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	68,759百万円
信用取引借入金	1,153百万円
長期借入金	4,850百万円
合　計	74,763百万円

2．担保等として差入れた有価証券の時価額（上記1を除く）

(1) 信用取引貸証券	10,957百万円
(2) 信用取引借入金の本担保証券	8,486百万円
(3) 消費貸借契約により貸付けた有価証券	126,488百万円
(4) 差入証拠金代用有価証券 (顧客の直接預託に係るものを除く)	429百万円
(5) その他担保として差入れた有価証券	27,981百万円

3．担保等として差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 信用取引貸付金の本担保証券	57,015百万円
(2) 信用取引借証券	4,960百万円
(3) 消費貸借契約により借入れた有価証券	190,130百万円
(4) 受入保証金代用有価証券 (再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	45,674百万円
(5) その他担保として差入れを受けた有価証券で、自由処分権の付されたもの	518百万円

4．有形固定資産の減価償却累計額　11,718百万円

5．保証債務

被保証者	保証債務残高	被保証債務の内容
従業員　16名	87百万円	金融機関よりの住宅借入金

6．土地の再評価

一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号、第３号及び第５号に定める方法により算出しております。

・再評価を行った年月日　…平成14年３月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　…△ 902百万円

7．特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項
金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の５第１項

8．劣後特約付借入金
１年内返済予定の長期借入金1,175百万円（貸借対照表上は短期借入金に含めて表示）及び長期借入金のうち6,725百万円は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号) 第176条に定める劣後特約付借入金であります。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	208,214,969株

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額
(平成24年６月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。)

① 株式の種類	普通株式
② 配当金の総額	999百万円
③ １株当たり配当額	5円
④ 基準日	平成24年３月31日
⑤ 効力発生日	平成24年６月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
(平成25年６月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。)

① 配当金の総額	3,998百万円
② １株当たり配当額	20円
③ 基準日	平成25年３月31日
④ 効力発生日	平成25年６月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

〔金融商品に関する注記〕

1．金融商品の状況に関する事項
当社グループは金融商品取引業を中核とする事業を営んでおり、トレーディング業務におけるトレーディングポジションを保有しているほか、顧客に対する信用取引貸付金等の信用取引資産、投資有価証券といった金融資産を有しております。一方、事業に必要な資金の調達に伴い、短期・長期の借入金及びコールマネー等の金融負債を有しております。また、資産及び負債の総合的な管理の一環として、デリバティブ取引を行っております。

当社グループでは、これらの金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に関わるマーケットリスク、取引先リスク、流動性リスク並びに金利変動リスク等を管理するため、中核子会社である岡三証券株式会社においては社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠及び資金繰り状況等の適切な管理に努めております。また、岡三証券株式会社以外の証券子会社におきましても、適切なリスク・コントロールに努めております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成25年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金・預金	44,508	44,508	—
(2) 預託金	65,341	65,341	—
(3) 商品有価証券等、有価証券及び投資有価証券			
売買目的有価証券	277,785	277,785	—
その他有価証券	29,748	29,748	—
(4) 約定見返勘定	20,237	20,237	—
(5) 信用取引資産	55,334	55,334	—
(6) 有価証券担保貸付金	185,256	185,256	—
(7) 短期差入保証金	4,203	4,203	—
資産計	682,415	682,415	—
(8) 商品有価証券等			
売買目的有価証券	159,553	159,553	—
(9) 信用取引負債	19,338	19,338	—
(10) 有価証券担保借入金	131,650	131,650	—
(11) 預り金	29,987	29,987	—
(12) 受入保証金	33,348	33,348	—
(13) 短期借入金	176,024	176,036	11
(14) 長期借入金	11,575	11,682	107
負債計	561,477	561,596	119
(15) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	54	54	—
デリバティブ取引計(＊)	54	54	—

(＊)　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、(　)で示しております。

(注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(4) 約定見返勘定、(5) 信用取引資産、(6) 有価証券担保貸付金、(7) 短期差入保証金、(9) 信用取引負債、 (10) 有価証券担保借入金、(11) 預り金、(12) 受入保証金、(13) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、短期借入金に計上されている一年以内返済予定の長期借入金については、長期借入金と同様の方法により時価を算定しております。(下記(14)参照)

(3) 商品有価証券等、有価証券及び投資有価証券、(8) 商品有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額等によっております。

(14) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。(下記(15)参照)

(15) デリバティブ取引

これらの時価については、取引の対象物の種類ごとに以下の方法によっております。

株式 … 取引所が定める清算値段、又は原証券の時価、ボラティリティ、金利を基準として算定した価格
債券 … 取引所が定める清算値段
通貨 … 取引所が定める清算価格、又は先物相場
金利 … 取引先金融機関等から提示された価格等
商品 … 取引所における最終価格

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(14)参照)

(注２）非上場株式及び投資事業組合契約等（連結貸借対照表計上額3,640百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 商品有価証券等、有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時　　価
5,537	5,419

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

〔１株当たり情報に関する注記〕

1．１株当たり純資産額　566円19銭

2．１株当たり当期純利益　72円22銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年５月10日

株式会社岡三証券グループ
　取 締 役 会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	助 川 正 文㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 基 仁㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	宝 金 正 典㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの平成24年４月１日から平成25年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡三証券グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(平成25年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**20,163**	**流動負債**	**9,136**
現金及び預金	3,782	短期借入金	7,160
前払費用	61	未払金	151
短期貸付金	11,100	未払法人税等	1,594
有価証券	3	賞与引当金	8
未収入金	4,569	その他の流動負債	221
未収収益	586	**固定負債**	**6,955**
繰延税金資産	59	長期借入金	3,140
貸倒引当金	△ 0	受入保証金	1,013
固定資産	**69,800**	役員退職慰労引当金	966
有形固定資産	3,302	繰延税金負債	1,793
建物	1,137	資産除去債務	38
器具備品	17	その他の固定負債	2
土地	1,562	**負債合計**	**16,092**
建設仮勘定	585	(純資産の部)	
無形固定資産	15	**株主資本**	**68,593**
借地権	5	資本金	18,589
ソフトウェア	6	資本剰余金	12,884
その他	2	資本準備金	12,766
投資その他の資産	66,481	その他資本剰余金	117
投資有価証券	21,786	利益剰余金	40,097
関係会社株式	43,502	利益準備金	3,224
長期差入保証金	926	その他利益剰余金	36,873
その他	940	別途積立金	33,000
貸倒引当金	△ 674	繰越利益剰余金	3,873
		自己株式	△ 2,978
		評価・換算差額等	**5,278**
		その他有価証券評価差額金	5,278
		純資産合計	**73,871**
資産合計	**89,963**	**負債・純資産合計**	**89,963**

損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
営業収益		**4,354**
商標使用料	1,892	
不動産賃貸収入	1,125	
その他の売上高	133	
金融収益	1,203	
営業費用		**2,326**
販売費及び一般管理費	2,140	
取引関係費	66	
人件費	575	
不動産関係費	1,116	
事務費	183	
減価償却費	89	
租税公課	70	
その他	37	
金融費用	186	
営業利益		**2,028**
営業外収益		**524**
受取配当金	451	
その他	73	
営業外費用		**19**
経常利益		**2,533**
特別利益		**473**
固定資産売却益	75	
投資有価証券売却益	398	
特別損失		**2,772**
固定資産売却損	6	
関係会社株式評価損	2,766	
税引前当期純利益		**234**
法人税、住民税及び事業税		**△2,311**
法人税等調整額		**2,050**
当期純利益		**495**

株主資本等変動計算書

（平成24年４月１日から
平成25年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,589	12,766	117	12,884	3,224	33,000	4,377	40,601
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 999	△ 999
当期純利益							495	495
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	―	△ 503	△ 503
当期末残高	18,589	12,766	117	12,884	3,224	33,000	3,873	40,097

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△ 2,964	69,111	454	69,565
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△ 999		△ 999
当期純利益		495		495
自己株式の取得	△ 14	△ 14		△ 14
株主資本以外の項目の事業年度中変動額(純額)			4,823	4,823
事業年度中の変動額合計	△ 14	△ 518	4,823	4,305
当期末残高	△ 2,978	68,593	5,278	73,871

個　別　注　記　表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき作成しております。

なお、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

② 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	3～50年
器具備品	3～８年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップのため、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

〔会計方針の変更〕

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預　　　金	1,900百万円
投資有価証券	16,631百万円
合　計	18,531百万円

(注) 上記のほか、投資有価証券311百万円を保証金代用有価証券として差入れするために関係会社に貸付けております。

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	7,160百万円
長 期 借 入 金	3,140百万円
合　計	10,300百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　　3,752百万円

3．保証債務

被　保　証　者	保証債務残高	被保証債務の内容
岡三オンライン証券株式会社	11,000百万円	金融機関借入金
岡三興業株式会社	3,101百万円	金融機関借入金等
岡三国際（亜洲）有限公司	1百万円	金融機関借入金
合　　計	14,102百万円	

4．関係会社に対する債権及び債務

(1) 債　権

(単位：百万円)

区　　分	短　期　債　権				長　期　債　権	
科目名／関係会社名	短期貸付金	未収入金	未収収益	合　計	長期差入保証金	合　計
岡三証券株式会社	4,200	4,475	371	9,047	—	—
岡三情報システム株式会社	5,900	35	27	5,963	—	—
岡三オンライン証券株式会社	1,000	—	11	1,011	—	—
岡三興業株式会社	—	—	0	0	183	183
岡三国際(亜洲)有限公司	—	—	0	0	—	—
合　　計	11,100	4,510	411	16,021	183	183

(2) 債　務

(単位：百万円)

区　　分	短　期　債　務	長　期　債　務
科目名／関係会社名	その他の流動負債	受入保証金
岡三証券株式会社	21	929
岡三情報システム株式会社	19	77
岡三ビジネスサービス株式会社	3	6
岡三興業株式会社	—	0
合　　計	43	1,013

〔損益計算書に関する注記〕

1．関係会社との取引高

営業取引	
関係会社からの営業収益	4,353百万円
関係会社への営業費用	239百万円
営業取引以外の取引	
関係会社との営業取引以外の取引高	0百万円

2．関係会社株式評価損

関係会社の財政状態及び業績等を勘案した結果、関係会社株式評価損2,766百万円を特別損失として計上しております。

なお、当該評価損は過年度に計上しておりました投資損失引当金7,390百万円の戻入益と関係会社株式評価損10,156百万円を相殺したものです。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	8,287,477株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	980百万円
役員退職慰労引当金	359百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	248百万円
投資有価証券評価損	161百万円
減損損失	145百万円
ゴルフ会員権評価損	119百万円
減価償却費損金算入限度超過額	112百万円
その他	40百万円
繰延税金資産小計	2,168百万円
評価性引当額	△1,022百万円
繰延税金資産合計	1,146百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,800百万円
その他	△　　80百万円
繰延税金負債合計	△2,880百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,734百万円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1．子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合＜小数点以下四捨五入＞	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	岡三証券株式会社	所有 直接100%	融資	資金の貸付(注1)	—	短期貸付金	4,200
				利息の受取(注1)	38	未収収益	1
			商標権の使用	商標使用料の受取(注2)	1,892	未収収益	253
						未収入金	12
			店舗等の賃貸	賃貸料の受取(注3)	929	未収収益	115
						その他の流動負債	15
				敷金等の受入	—	受入保証金	929
			連結納税	連結納税に伴う受取予定額(注4)	—	未収入金	4,462
子会社	岡三オンライン証券株式会社	所有 直接 95% 間接 5%	融資	資金の貸付(注1)	—	短期貸付金	1,000
				利息の受取(注1)	25	未収収益	10
			借入金の保証	保証債務(注5)	11,000	—	—
				保証料の受取(注5)	2	未収収益	0
子会社	岡三情報システム株式会社	所有 直接100%	融資	貸付金の回収	200	短期貸付金	5,900
				利息の受取(注1)	84	未収収益	27
子会社	岡三興業株式会社	所有 直接 19% 間接 9%	借入金等の保証	保証債務(注5)	3,101	—	—
				保証料の受取(注5)	4	未収収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資金の貸付については、市場金利をもとに利率を決定しており、担保は受け入れておりません。

（注2）岡三証券株式会社からの商標使用料は、同社の営業収益の３％であります。なお、取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

（注3）店舗等の賃貸については、市場実勢価格をもとに賃料を決定しております。

（注4）連結納税制度による連結法人税の受取予定額であります。

（注5）各子会社に対する保証債務については、金融機関からの借入金等に対して保証したもので、保証料については通常行われている料率によっております。

2．役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合＜小数点以下四捨五入＞	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
(注1)	有限会社藤精	被所有 直接 3%	有価証券の譲受	関係会社株式の譲受(注2)	256	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社」であります。

（注2）取引金額は、独立した第三者が算定した価格をもとに決定しております。

〔１株当たり情報に関する注記〕

１．１株当たり純資産額　369円49銭

２．１株当たり当期純利益　2円48銭

〔連結配当規制適用会社〕

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年５月10日

株式会社岡三証券グループ
取 締 役 会 御中

東 陽 監 査 法 人
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　助 川 正 文㊞
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　鈴 木 基 仁㊞
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　宝 金 正 典㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年５月16日

株式会社岡三証券グループ　監査役会

常勤監査役　岩　木　徹　美 ㊞
常勤監査役　朔　　　浩　一 ㊞
常勤監査役　南　　　浩　典 ㊞
社外監査役　平良木　登規男 ㊞
社外監査役　浅　野　幸　弘 ㊞
社外監査役　佐　賀　卓　雄 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、安定的な配当の維持・継続を勘案しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、株主の皆さまのご支援にお応えするとともに、創業90周年を記念いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

また、別途積立金の一部取崩しのご承認をお願いするものであります。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき20円（うち、記念配当５円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,998,549,840円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年６月28日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金　3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　3,000,000,000円

第２号議案　取締役2名選任の件

取締役　野中計彦および田中健一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
①	野中計彦（のなかかずひこ） (昭和22年10月26日生)	昭和45年４月　当社入社 平成13年６月　取締役就任 平成15年６月　常務取締役就任 平成15年10月　取締役就任 平成18年６月　専務取締役就任 管理部門（財務企画部・総合管理部・監査部）担当 平成21年７月　専務取締役 管理部門（財務企画部・監査部・内部統制推進室）担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 岡三証券株式会社　専務取締役	26,120株

候補者番　号	氏　　　　名（生 年 月 日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る当社株式数
②	田(た)　中(なか)　健(けん)　一(いち) (昭和25年6月22日生)	昭和48年４月　当社入社 平成元年６月　取締役就任 平成９年５月　常務取締役就任 平成10年６月　専務取締役就任 平成15年10月　取締役就任 平成16年４月　取締役副社長就任 平成18年６月　取締役就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 岡三証券株式会社　取締役社長	48,055株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成19年４月27日開催の当社取締役会により、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20％以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（買収防衛策）の導入を決議し、同年６月28日開催の当社第69期定時株主総会において当社株主の皆さまのご承認をいただき、平成22年６月29日開催の当社第72期定時株主総会において更新（以下、更新後の対応方針を「現対応方針」といいます。）しておりますが、現対応方針の有効期限は本総会終結の時までとなっております。

当社は、現対応方針の有効期間満了を迎えるにあたり、現対応方針の内容を一部改定した上で継続いたしたい（以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）と存じます。本対応方針は、当社の資本政策の根本に関する重要事項であり、当社株主の皆さまのご意思を反映させることが適切であると判断いたしましたので、そのご承認をお願いするものであります。

１．基本的な考え方

当社は、本年４月４日、当社株主の皆さまを始め、お客さま、取引先の皆さまのおかげをもちまして、創業90周年を迎えることができました。

創業以来、「すべてはお客さまのために」の基本理念のもと、資産運用に係る高度な専門的サービスを提供する金融グループとして事業を展開してまいりましたが、創業90周年をさらなる成長へのステップとし、商品創造力・情報提供力の一層の向上および地域に根ざした特色ある証券営業の確立を図ることで、当社企業価値のさらなる向上に努めてまいる所存です。

当社取締役会は、こうした取組みを通じてお客さまの資産形成に貢献し満足度

を高めることで、当社の存在感・競争力が増大し、ひいては当社の企業価値の向上を実現することが当社株主の皆さま、お客さま、取引先その他当社の事業に関わる方すべての利益につながると考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為が開始された場合において、それを受け入れるかどうかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであり、上記のような当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。そのためには、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、当該大規模買付行為以外の提案（以下「代替案」といいます。）の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定しております。この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者（注４）のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者が大規模買付行為を行おうとする場合にも、この大規模買付ルールは適用されます。なお、現時点において、当社株券等の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けておりません。

2．大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというもので、具体的には以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、事前に、当社宛に、当社取締役会が定める書式に基づき、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を示していただきます。

(2) 情報の提供

当社取締役会は、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を大規模買付者から提供していただくため、上記（1）の意向表明書を受領した後５営業日（初日不算入）以内に、当初提供

していただく情報のリストを大規模買付者に交付します。提供していただく情報の具体的内容は、大規模買付者の属性または大規模買付行為の内容により異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

① 大規模買付者およびそのグループに関する概要
② 大規模買付行為の目的および内容
③ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
④ 大規模買付行為完了後の経営方針、事業計画、財務計画、配当政策、資産活用計画等
⑤ 大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付行為により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の名称、住所等の概要

当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認める場合には、情報の提供が完了するまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供していただいた情報について当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

(3) 情報の検討および意見表明

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）をいただくものとし、大規模買付行為は、当社取締役会の意見公表後または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

なお、当社取締役会は経営陣の恣意的な判断を排除するため、社外有識者３名からなる独立委員会を設置します。当社の独立委員会委員の氏名、略歴等は、後掲の「(別紙) 独立委員会の委員の略歴」に記載のとおりです。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報について、その都度独立委員会に提供することとし、独立委員会の評価・検討に資するよう努めます。

当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置を取る場合は、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の可否を諮問し、独立委員会は当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の可否について勧告を行います。独立委員会の判断が、当社株主共同の利益の確保および当社の企業価値の向上に照らし、適切かつ効率的に行われるようにするため、独立委員会は当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等）の助言を得ることができるものとします。当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動を不可

とする勧告を受けた場合は、取締役の善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従い、対抗措置を発動しないものといたします。

また、独立委員会は、上記（2）で大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかを判断して当社取締役会に指示を与えるとともに、当社取締役会が必要に応じて諮問する事項につき当社取締役会に対し勧告を行います。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会、外部専門家等の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価･検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、適時に当社株主の皆さまに開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。当社取締役会は、独立委員会の検討期間が開始した事実、独立委員会の勧告の概要およびその判断の理由等についても、適時に当社株主の皆さまに情報開示を行います。

3．大規模買付行為への対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会の評価として当該大規模買付行為が以下の①から⑥のいずれかに該当し、当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守るために、対抗措置として新株予約権を発行することがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、新株予約権の発行に係る権利落ち日の前々営業日までの間であり、かつ当社株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の発行を中止することがあります。

当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は原則として独立委員会の勧告に従うものとし、独立委員会から対抗措置の発動を不可とする勧告を受けた場合は、当社取締役会は、

取締役の善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、対抗措置を発動しないものといたします。

以下の①から⑥のいずれかに該当する場合には、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合として、当該大規模買付行為に対して対抗措置を取ることができるものとします。当該大規模買付行為が以下の①から⑥のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を取りません。独立委員会は、当該大規模買付行為が以下の①から⑥のいずれかに該当すると認められない場合は、対抗措置としての新株予約権の発行が許容されない旨を当社取締役会に勧告いたします。

① 経営参加の意思がないのに、株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社および当社関係者に引き取らせる、いわゆる「グリーンメーラー」目的で行われる買付

② 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者等に委譲させる、いわゆる「焦土化経営」目的で行われる買付

③ 経営支配後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行われる買付

④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等(ノウハウ、知的財産含む)を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる目的の買付、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける目的の買付

⑤ 上記①から④に定める以外に、大規模買付者が真摯に当社の合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による当社の支配権の取得が当社に回復しがたい損害をもたらす場合

⑥ 強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う買収手法)など株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収(ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない)

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を得た上で、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守ることを目的に、対抗措置として、新株予約権を発行することがあります。この対抗措置により、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。よって、本対応方針は、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を行うことのないように大規模買付者を誘導しようとするものでもあります。

4．具体的対抗措置としての新株予約権の概要

(1) 割当対象株主および発行条件

本対応方針における新株予約権の発行に関する決議を行う時に当社取締役会が定める日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第１項に基づき、割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。）に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社株式を除きます。）１株につき１個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(2) 目的とする株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、別途調整がない限り１株とします。

(3) 発行総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）を上限とします。

(4) 発行価額

無償とします。

(5) 行使に際して払込をなすべき額

新株予約権の行使により交付される株式１株あたりの払込金額は、１円とします。ただし、後記（9）に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、払込みは必要ありません。

(6) 行使条件

大規模買付者は、新株予約権を行使することができません。

(7) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(8) 行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権の発行日（ただし、新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、１ヵ月間以上２ヵ月間以内の範囲で新株予約権の発行決議において当社取締役会が定めるものとします。ただし、後記（9）に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、新株予約権の行使は原則として予定されません。

(9) その他

当社による新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。なお、当社が当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権を発行する場合があります。

5．本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」

の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する議論等を勘案した内容となっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを当社株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、当社取締役会が当社株主の皆さまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本総会において本対応方針の是非につき、当社株主の皆さまのご承認をいただくことを条件として現対応方針の内容を一部改定し、本対応方針として継続することを決議いたしました。

加えて、本対応方針の有効期限は平成28年の当社定時株主総会終結の時と設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、当社株主の皆さまの意向が反映されるものとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針において、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆さまのために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、現対応方針同様、社外有識者、社外監査役等から構成する独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規程に従い当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等を判断し、当社取締役会はその判断に原則として従うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その勧告の概要および判断の理由等については適時に当社株主の皆さまに情報開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得していること

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者

（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上述のとおり、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとされており、従って、本対応方針は、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策、いわゆる「デッドハンド型」の買収防衛策ではありません。

6．株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に賛同するか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、そのために必要な期間を確保し、さらには、当社株主の皆さまに代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記３．において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時の影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を得た上で、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守ることを目的に、対抗措置として新株予約権を発行することがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

また、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後で、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、新株予約権の発行に係る権利落ち日の前々営業日までの間であり、かつ当社株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の発行を中止することがありますが、この場合、大規模買付ルールに違反した大規模買付者の保有する株式の１株あたりの価値の希薄化が生じることを見越して売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

なお、新株予約権の行使により株式を取得するために一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合があります。かかる手続きの詳細については、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。ただし、名義書換（社債、株式等の振替に関する法律第140条に定める振替の申請をいいます。以下同じ。）未了の当社株主の皆さまに関しましては、新株予約権の割り当てを受けるため、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

7．大規模買付ルールの発効日および有効期限

本対応方針は、本総会の決議をもって効力を生じることとし、平成28年に開催される当社定時株主総会終結の時まで有効であるものとします。ただし、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。また、本総会において、本議案につき、出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本総会終結の時をもって現対応方針の有効期間が満了するとともに、本対応方針は効力を生じず、本対応方針への継続は行われません。

また、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、当社株主全体の利益の観点から本対応方針を随時見直し、場合によっては、当社取締役会の決議により必要に応じて本対応方針を廃止または変更することがあります。本議案が出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本対応方針の廃止または変更は、当社取締役会において決せられることになります。本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）その内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

注１：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の２第１項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者(同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）をいいます。

注２：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(ⅰ)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同

保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）または(ⅱ)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。

注４：大量保有者とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する大量保有者をいいます。

以　　上

（別紙）

独立委員会の委員の略歴

独立委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

氏名（生年月日）	略歴および地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
平良木　登規男 (昭和17年２月５日生)	昭和54年４月　東京地方裁判所判事 昭和60年４月　札幌高等裁判所判事 昭和62年12月　慶應義塾大学法学部助教授 平成３年４月　同大学教授 平成16年４月　慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）委員長・教授 平成18年６月　当社監査役（現任） 平成19年４月　慶應義塾大学名誉教授（現任） 平成20年４月　大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）教授 平成22年４月　大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）長 平成24年４月　大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）特任教授（現任）	0株

（注）平良木登規男氏は、会社法第２条第16号に規定される当社社外監査役であります。
当社と平良木登規男氏との間には、特別の利害関係はありません。

氏名（生年月日）	略歴および地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
佐賀　卓雄 (昭和22年３月１日生)	昭和50年４月　小樽商科大学短期大学部講師 昭和52年10月　同大学助教授 昭和57年４月　大阪市立大学商学部助教授 平成４年10月　同大学教授 平成７年10月　(財)日本証券経済研究所（現公益財団法人日本証券経済研究所）理事兼主任研究員（現任） 平成18年６月　当社監査役（現任）	0株

（注）佐賀卓雄氏は、会社法第２条第16号に規定される当社社外監査役であります。
当社と佐賀卓雄氏との間には、特別の利害関係はありません。

氏名（生年月日）	略歴および地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
船橋　晴雄 (昭和21年９月19日生)	昭和44年７月　大蔵省入省 平成７年３月　東京税関長 平成９年７月　国税庁次長 平成10年６月　証券取引等監視委員会事務局長 平成13年７月　国土交通省国土交通審議官 平成15年２月　シリウス・インスティテュート㈱代表取締役（現任） 平成21年６月　第一生命保険(相)（現第一生命保険㈱）取締役（現任）	0株

（注）船橋晴雄氏は、会社法第２条第15号に規定される第一生命保険㈱の社外取締役であります。
当社と船橋晴雄氏との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　　http://www.web54.net（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、平成25年６月26日（水曜日）午後５時10分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader™または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。

①ｉモード②EZweb③Yahoo!ケータイ

※ｉモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は米国Yahoo!Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］0120（652）031（受付時間　9：00～21：00）

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］0120（782）031（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

6．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第75期定時株主総会　会場ご案内図

東京都江東区平野三丁目２番12号
岡三木場ビル　４階　会議室

［徒歩の場合］
東京メトロ東西線
「木場駅」３番　舟木橋方面出口から約13分

※当日は木場駅から会場までシャトルバスを運行いたします。
［シャトルバスをご利用の場合］
東京メトロ東西線
「木場駅」１番　沢海橋方面出口徒歩１分
東京パークサイドビル前から８時30分より10時まで15分間隔で発車いたします。
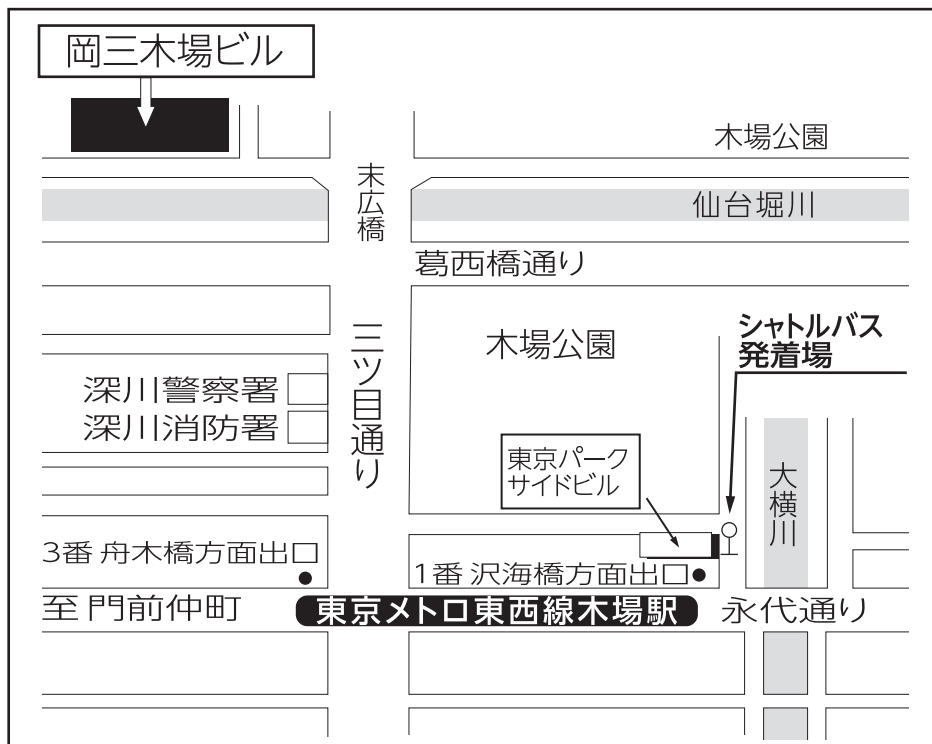
○会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。